

【公布された条例等のあらまし】

知事等に対し令和四年六月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則（規則第三十七号）

一 令和三年十二月に職員の給与に関する条例等の規定に基づき期末手当を支給された者に係る令和四年六月に支給する期末手当の特例を定めることとした。

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

会計年度任用職員に対し令和四年六月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則（規則第三十八号）

一 令和三年十二月に職員の給与に関する条例等の規定に基づき期末手当を支給された者に係る令和四年六月に支給する期末手当の特例を定めることとした。

二 この規則は、公布の日から施行することとした。